

条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、第三十三条」を「、第三十三条第一項」に改め、「この項」の下に「及び第三項」を加え、同項ただし書中「第三十九条第一項の規定による」の下に「報告の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 知事は、県営住宅の入居権利者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下この項、第三十三条第二項及び第三十六条第二項において同じ。）が次条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、県営住宅の入居権利者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第二条で定めるところにより、第三十九条第一項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第九条に規定する方法により把握した県営住宅の入居権利者の収入（第三十三条第二項及び第三十六条第二項において「知事が把握した入居権利者の収入」という。）及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第三十一条第一項中「令第八条第一項」を「第六条第一項第二号」に改める。

第三十三条の見出し中「収入超過者」を「収入超過者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、引き続き三年以上県営住宅に入居している県営住宅の入居権利者について、第十八条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、知事が把握した入居権利者の収入の額が第六条第一項第二号に規定する金額を超え、当該県営住宅に引き続き入居しているときは、第十七条第三項及び前項の規定にかかわらず、県営住宅の入居権利者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第八条第三項において準用する同条第二項で定めるところにより、知事が把握し

た入居権利者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第三十六条の見出し中「高額所得者」を「高額所得者等」に改め、同条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 引き続き五年以上県営住宅に入居している県営住宅の入居権利者について、第十八条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、知事が把握した入居権利者の収入の額が最近二年間引き続き令第九条第一項に規定する金額を超え、当該県営住宅に引き続き入居しているときは、当該県営住宅の毎月の家賃は、第十七条第三項、第三十三条第二項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

第三十八条中「第三十一条及び第三十四条」を「第三十一条、第三十三条第二項、第三十四条及び第三十六条第二項」に改める。

第三十九条第一項中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第四十二条中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第六十条中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間における改正後の第十七条第三項の規定の適用については、同項中「第五条の二第一項」とあるのは、「第五条の二」とする。